

## 平成25事業年度監事監査報告書

独立行政法人通則法第19条第4項等に基づき、独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度の会計及び業務の監査を実施しましたので、結果を以下のとおり報告いたします。

なお、監事兩名は、平成26年4月1日の就任であり、平成25年度中の監事監査に従事していないため、就任後に実施した監事監査等の範囲内の監査報告であることを付言いたします。

### 1 監査の方法

25事業年度の財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、会計監査人と連携し、その監査の方法及び結果の報告を受け、内容を確認し、適否を検討しました。

25事業年度の業務について、前任監事より引き継いだ監査記録等を閲覧し、平成26年5月から6月にかけて本部等に対する書面を中心とした定期監査を実施するとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況に関する報告を受け、必要に応じ説明を求めるなど、センターの組織及び業務の運営状況について調査しました。

### 2 監査の結果

#### (1) 会計の監査

「平成25事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する意見」のとおりです。

#### (2) 業務の運営

独立行政法人水産総合研究センター法第3条に規定する目的を達成するため、同法第11条に規定する業務について、中期計画、年度計画に基づき、実施されていると認めます。

理事長等の職務の執行に関する不正の行為または法令に違反する重大な事実は、認められませんでした。

事業報告書は、業務運営の状況をそのとおり示しているものと認めます。

## 平成25事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する意見

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書）及び決算報告書について監査しましたので、通則法第38条第2項の規定に基づく監事の意見を以下のとおり提出いたします。

- 1 通則法第39条に規定する会計監査人有限責任監査法人トーマツによるセンターの平成25事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- 2 財務諸表は、法令等に従い、センターの財政状態、運営状況を適正に示していると認めます。
- 3 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。

平成26年6月16日

独立行政法人水産総合研究センター

監事 井上 龍子

監事 榎本 一高